

外国人との婚姻による氏の変更届

外国人男と婚姻し、戸籍の筆頭者である日本人女から
戸籍法107条2項による氏の変更届がある場合

外国人との婚姻による氏の変更届

(戸籍法107条2項の届)

平成 28 年 8 月 20 日届出

神奈川県綾瀬市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日				
送付 平成 年 月 日 第 号	長				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	住民票

婚姻後6ヶ月以内に届出をしてください。
6ヶ月経過後は家庭裁判所の許可が
必要です。

変更前の氏名を記載してください。

(1)	(よみかた) 氏を変更するの氏名 氏名	まきの (変更前) 氏 牧野	ひみこ 名 卑弥呼	昭和 60 年 6 月 6 日生
(2)	住 所	神奈川県綾瀬市上土棚南1丁目4 番地 17 号		
(2)	[住民登録をしているところ]	世帯主の氏名 牧野 卑弥呼		
(3)	本 籍	神奈川県綾瀬市大上八丁目2 番地		
(3)		筆頭者の氏名 牧野 卑弥呼		
(4)	(よみかた) 氏	変更前 牧 野	変更後 あーていあーと	アーティアート
(5)	配偶者の氏名	氏 アーティアート	名 エリオットサンダース	
(6)	婚姻年月日	平成 28 年 8 月 20 日		
(7)		(氏を変更する人の戸籍に他の人がある場合のみ書いてください)		
(8)	氏を変更した後の本籍	番地		
(9)	その他	次の人の父母欄の氏を更正してください。		
	届 出 人 署 名 押 印 (変更前の氏名)	牧野 卑弥呼 印		

・外国人配偶者の子に継承される部分が変更後の氏です。
・変更後の氏は、カタカナで記載
(中国人、韓国人等本国において、氏名を漢字で表記しているものを除く)してください。
・住民登録上の外国人の通称名の氏に変更する場合や、外国人配偶者の氏の一部に変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要です。

・外国人のかたの氏名はカタカナで氏・名の順でフルネーム(ミドルネームを含めた戸籍上の氏名)を記載(中国人、韓国人等本国において、氏名を漢字で表記しているものを除く)してください。

変更前の氏名で署名してください。
押印は任意です。

戸籍に他に同籍者がいる場合は、
新しい戸籍を記入してください。

すでに子がいる場合は
同じ戸籍にある「長男(長女)
」
とその他欄に記入してください。

子の氏の変更には、別途入籍届が
必要です(家庭裁判所の許可は不要)